

○白井市農業版ハローワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業への労働力を必要している市内農業者及び市に登録した農作業を希望する者に対して、相互に必要な求職や求人の情報提供を行い、安定した農業労力を確保し、農業経営の安定を図ることを目的として行う白井市農業版ハローワーク事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 白井市内に農地を有し、その農地を勤務先として求人をしようとする者（以下「求人希望者」という。）
- (2) 白井市内の農地において、農作業への従事を希望する者（以下「従事希望者」という。）

(登録の申請)

第3条 求人希望者は、事業に求人の登録をしようとするときは、農業版ハローワーク事業求人登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 農業版ハローワーク事業登録個人情報提供同意書（別記第2号様式）
- (2) 本人確認ができる書類

2 従事希望者は、事業に求職の登録をしようとするときは、農業版ハローワーク事業求職登録申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 農業版ハローワーク事業登録個人情報提供同意書
- (2) 本人確認ができる書類

3 求人希望者及び従事希望者は、前2項の規定による申請において、第7条の規定による情報の閲覧の希望の有無について意思表示をしなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による登録の申請は、18歳以上の者でなければ行うことができない。ただし、第2項の規定による申請において親権者の同意がある場合は、この限りではない。

(登録変更申請)

第4条 前条第1項の規定により求人の登録を受けた農業者（以下「求人登録者」という。）及び同項の規定により求職の登録を受けた者（以下「求職登録者」という。）は、

登録内容に変更が生じたときは、農業版ハローワーク事業求人登録変更届出書（別記第4号様式）又は農業版ハローワーク事業求職登録変更届出書（別記第5号様式）により、市長に当該登録内容の変更を届け出なければならない。

（登録の抹消）

第5条 求人登録者及び求職登録者は、登録期間内において登録の抹消を希望するときは、農業版ハローワーク事業登録抹消届（別記第6号様式）に本人確認ができる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（情報の閲覧）

第6条 求人登録者にあつては求職登録者の登録に係る情報を、求職登録者にあつては求人登録者の求人に係る情報を、それぞれ閲覧することができる。

2 前項の規定による閲覧は、市民環境経済部産業振興課において本人確認ができる書類を提示した上で行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による閲覧をさせたときは、農業版ハローワーク事業閲覧台帳（別記第7号様式）に、閲覧日、閲覧時間並びに閲覧者の登録番号及び氏名を記録しなければならない。

（報告）

第7条 求人登録者及び求職登録者は、前条に規定する閲覧により、求人登録者と求職登録者との間に雇用契約が成立したときは、農業版ハローワーク事業雇用契約成立報告書（別記第8号様式）により、市長に報告するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。